行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 登美丘高等学校 | 行政財産使用料について、消費税を課するに当たり、100分の110を乗じて得た額とし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとすべきところ、100円未満の端数を切り上げて算出し、また、学校休業中の使用料還付額の算出も誤っていたため、使用者からの使用料を過大に徴収していた。   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | | | 使用期間 | | 誤  （既収納額） | 正 | 超過額 | | 建物 | （注）  ３台  (４台） | 自動販売機 | 59,950円 | 59,400円 | 550円 | 令和２年４月１日から  令和３年３月31日まで | | 建物 | ４台 | 自動販売機 | 76,200円 | 76,120円 | 80円 | 令和３年４月１日から  令和４年３月31日まで | | 建物 | ４台 | 自動販売機 | 76,200円 | 76,120円 | 80円 | 令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで |   （注）令和２年６月15日に許可数量が３台から４台に変更となった。  また、消費税を課するに当たり、100円未満の端数を切り捨てて算出したため、使用者からの使用料が徴収不足となっていた。   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | | | 使用期間 | | 誤  （既収納額） | 正 | 不足額 | | 建物 | 112.44㎡ | 食堂 | 210,300円 | 210,320円 | 20円 | 令和３年４月１日から  令和４年３月31日まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月２日から令和６年１月31日まで）